

## (仮称) 大阪ウィーク実施にかかる企画調整及び実施運営等 業務委託仕様書

### 1 業務名称

(仮称) 大阪ウィーク実施にかかる企画調整及び実施運営等業務

### 2 (仮称) 大阪ウィーク (万博会場内で開催する自治体催事) の実施目的

2025年大阪・関西万博は、150を超える国・地域が参加し、期間中、国内外から約2,820万人もの人々が来場予定である。開催地大阪にとって、地域の魅力を世界に向けて強く発信するとともに、国内外との交流を深めることで、大阪のプレゼンスを一層高める絶好の機会である。

大阪の人々は、“元気、活気がある、勢いがある”と形容されることが多い。このような大阪の自由闊達で進取の気性に富んだ人々のエネルギーを結集し、今回の万博のテーマである「いのちの輝き」から想起される、鼓動・高揚・躍動を体現する「祭」をキーワードに、会期中の春・夏・秋の3期にわたり、会場内各所の催事場で多彩な催事を展開する。

これらの催事を「(仮称) 大阪ウィーク」(以下、「大阪ウィーク」という。)として位置付けることとし、実施にあたっては大阪府・大阪市が中心となって府内すべての市町村が連携し、歴史的背景や価値観が異なるコンテンツを融合させたイベントや史上初となる大規模な催事などにも挑戦する。また、各催事を通して、来場者に楽しみながら「大阪」を体感してもらうとともに、府域の自治体と来場者が一体となって「地域の絆」「世代の絆」「世界の絆」を紡ぐ、未来を動かす一歩となる後世に残る催事の実現をめざす。

### 3 大阪ウィークの概要

※詳細は別紙2「(仮称) 大阪ウィーク企画書」(以下、「企画書」という。)を参照すること。なお、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)等との調整により、実施時期や期間、内容は変更となる可能性がある。

#### (1) 実施時期

万博がメディア等に注目されるタイミングや、過去の万博来場者数の推移から増加が見込まれる時期、各イベントの準備期間等を考慮し、以下①～③の3期にわたり実施する予定。

- ① 2025年5月(春期) : 5/8(木)～5/18(日) / 11日間
- ② 2025年7～8月(夏期) : 7/24(木)～8/3(日) / 11日間
- ③ 2025年9月(秋期) : 9/5(金)～9/17(水) / 13日間

#### (2) 実施場所

万博会場内の以下の催事施設で実施する予定。

- ・ EXPO メッセ ・ EXPO アリーナ ・ EXPO ホール ・ ギャラリーWEST
- ・ ポップアップステージ南 ・ ギャラリーEAST
- ・ 大阪ヘルスケアパビリオンステージ

詳細は、博覧会協会 HP ([https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp\\_2022/assets/pdf/sponsorship/event/event\\_facility\\_summary\\_230911.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sponsorship/event/event_facility_summary_230911.pdf)) 及び別紙3「大阪ヘルスケアパビリオン催事ガイドライン」を参照すること。

### (3) 実施内容

大阪ウィークとして行う催事は大きく「コアイベント」と「レギュラーイベント」、「オープニング・フィナーレイベント」で構成する。「コアイベント」は、大阪府市万博推進局（以下、「発注者」という。）が主催者となり、大阪ウィークの実施目的を體現する目玉イベントと位置づける。「レギュラーイベント」は、府内市町村や発注者以外の大阪府・市各部局（以下、「府市各部局」という。）等が主催者となり、各地域が持つ魅力を最大限に発信する催事として実施する。「オープニング・フィナーレイベント」は、発注者が主催者となり、大阪ウィークの開幕及び閉幕イベントとして実施する。

春期は「地域の絆」、夏期は「世代の絆」、秋期は「世界の絆」を共通のテーマに掲げ、多数のメディアや来場者の注目を集める質の高い催事の実現をめざす。

#### 【催事の主な実施内容】

##### ア) コアイベント (EXPO メッセ)

大阪が誇る食や観光に加え、各期のテーマに沿って、春期は「地域の絆」として歴史や伝統文化等、夏期は「世代の絆」として産業や技術等、秋期は「世界の絆」としてアートやカルチャーなどに焦点を当てながら、来場者が大阪の魅力に触れ、楽しめる参加・体験型イベントとして実施する。大阪府内43市町村のさまざまな「観（みなはれ）・技（しなはれ）・食（たべなはれ）」を世界へ発信するとともに、未来に向けた地域の活性化にもつなげていく。

##### イ) コアイベント (EXPO アリーナ)

- ①春（5月）：大阪府内各地のだんじり・やぐら・太鼓台等が大集合。祭囃子や曳行等のパフォーマンス等を繰り広げ、来場者に万博開催地大阪の、躍動感ある祭りを体感していただく。
- ②夏（7月）：世界に誇る文化“盆踊り”を類を見ないスケールで実施。老いも若きも、来場者も巻き込む「大阪総おどり」。ギネス世界記録にも挑戦。
- ③秋（9月）：大阪が発祥と言われるジャズや、大阪がメッカとなっているブルース等、大阪にゆかりのある音楽を通じて世界とつながる「大阪国際 Music フェスティバル（仮）」。

#### ウ) レギュラーイベント (EXPO メッセを除く各会場)

府内市町村や府市各部局等が主催者となり、会場内の各催事場を用いて、大阪で活躍する様々なバックグラウンドを持つ幅広い世代の人々が、互いに、また、来場者との交流を通じて、いのちの輝きを表現したり、未来社会に向けたメッセージなどを発信する、舞台芸術・ステージイベント、作品展示、体験イベント、アワードなどの多彩な催事を、各期のテーマに沿って開催。

#### エ) オープニング・フィナーレイベント

春期には、大阪の魅力を世界に向けて大々的に発信する大阪ウィークのキックオフに相応しいオープニングイベントを、秋期には、大阪ウィークの成果が未来に向けて語り継がれ、後世に残るようなフィナーレに相応しいイベントを発注者の主催により実施する。

なお、大阪ウィークは、来場者に楽しみながら大阪を体感してもらうとともに、大阪の未来を動かす一歩となる後世に残る催事の実現をめざしていることから、こうした大阪ウィークの実施目的を達成するため、上記イベント以外の提案も受け付けることにする。

### 4 委託業務内容

#### (1) コアイベント (3 (3) ア、イ) 及びオープニング・フィナーレイベント (3 (3)

##### エ) に係る企画調整・実施運営業務

(総合企画、実施運営、スケジュール管理、出演・参加者等調整、設営撤去・搬入出等)

#### (2) 大阪ウィーク全体に係る運営管理業務

(各イベント実施者とのプログラムやスケジュール調整、各種連絡調整、管理運営、広報・プロモーション等)

#### (3) その他付帯業務 (各種申請に必要な図面資料等の作成等)

### 5 委託業務内容の詳細

#### (1) コアイベント及びオープニング・フィナーレイベントに係る企画調整・実施運営業務

##### ア) 実施企画書の作成

①企画書を「2 大阪ウィークの実施目的」に沿ってブラッシュアップし、具体的な実施計画書を作成すること。なお、大阪ウィークは、来場者に楽しみながら大阪を体感してもらうとともに、大阪の未来を動かす一歩となる後世に残る催事の実現をめざしていることから、こうした大阪ウィークの実施目的を達成するため、上記

イベント以外の提案も受け付けることにする。

企画を行うにあたっては、以下に掲げる内容に留意すること。

- i) 博覧会協会が示す催事コンセプトを踏まえ、史上初など未来に向けてチャレンジングな催事にする。
- ii) 海外からの来場者も念頭に置いて、国際博覧会で実施するにふさわしい催事にする。
- iii) 大阪ウィークの実施目的、キーワード等を体現できるものにする。
- iv) 府内 43 市町村の意向(別紙 4「市町村出展意向」)を十分に反映させること。
- v) 府内 43 市町村それぞれの観光・文化・産業等、各市町村の魅力や特色を効果的に発信できるイベントにする。
- vi) 実施期間中、できる限り来場者が見るだけでなく、実際に参加・体験できるイベントにする。
- vii) 催事施設に付帯する映像装置等を最大限活用し、プログラム実施時間以外にも、来場者が楽しめる工夫を行う。
- viii) 各会場における集客数目標を設定し、集客力のあるコンテンツや演出、出演者選定など、目標達成のため必要な対応を行う。
- ix) メディアへの露出や来場者の増加につなげるため、春・夏・秋の各期に開催するコアイベントごとに、イベントの開始と終了を飾る効果的な演出・プログラム等を行う。
- x) バーチャル万博やバーチャル大阪等との連携を行う。
- xi) 発注者や府内 43 市町村など、各主体ごとにスケジュール管理を適切に行う。

- ②また、発注者より提案を行う場合がある。この場合、発注者と十分に協議の上、反映できるようにすること。

#### **イ) 実施・運営、スケジュール管理**

- ①企画全体をプロデュースするプロデューサーや、演出や映像制作、運営等に必要なディレクターを配置した企画・運営体制を構築すること。特にプロデューサーの選任にあたっては、大規模で国際的なイベント等の企画・実施運営等の業務実績があり、大阪の魅力や特色に精通するとともに、次代を担う若年世代にも支持される催事を企画・演出・運営等するに相応しい人材とすること。

ディレクター等、企画・運営に携わる人員についても、上記資質があることが望ましい。

- ②本事業は、半年間に複数の大規模なイベントを実施するほか、各コアイベントにおける調整先が多岐にわたるため、企画・調整段階から各コアイベントに実施責任者及び担当者を適切に配置し、関係者との円滑な連絡・調整が行える必要な体制を構

築するとともに、適切なスケジュール管理を行うこと。

- ③トラブルが発生した場合は、その解決に向けて速やかに対応を行うこと。

#### **ウ) 出演者等の選定・キャスティング及び展示内容等の連絡調整・協議など**

- ①コアイベント及びオープニング・フィナーレイベントのステージプログラム等への出演者（府内市町村及び府市各部局等が選定・キャスティングする出演者を除く）の選定・キャスティング等を行い、出演交渉、契約等、出演に必要な一切の調整を行うこと。

選定・キャスティングにあたっては、各イベントの趣旨や内容を踏まえながら、経済性にも配慮しつつ、集客力や発信力が期待できる出演者を提案するとともに、発注者と十分協議すること。

発注者より提案を行う場合があるので、その際には誠実に対応すること。

- ②コアイベントに府内市町村及び府市各部局等が選定・キャスティングする予定の出演者・団体について、ステージプログラム等の構成や内容、準備など必要に応じ、府内市町村及び府市各部局等との連絡・調整を行うこと。
- ③各コアイベントでの展示等の内容について、府内市町村及び府市各部局等と連絡・調整及び協議を行うこと。（令和5年度に設置された府内43市町村が参画する「2025年大阪・関西万博市町村催事参加委員会」への対応等を含むものとする。）
- ④必要に応じ、出展・出演者等への説明会の開催及び説明会開催に伴う案内を行うこと。
- ⑤コアイベント及びオープニング・フィナーレイベントの出演者・関係者の入出場管理を行い、必要に応じて博覧会協会との調整を行うこと。

#### **エ) 資機材等の設営・撤去・搬入出**

- ①催事のプログラムに応じたステージ・什器・設備等の設営・撤去・搬入出を、会場仕様を十分に踏まえ行うこと。また、必要に応じて、博覧会協会と調整し、会場の養生等の措置を講じること。
- ②会場設営にあたっては、出演者、来場者ともに、幅広い年代層や障がい者等が参加することが想定されるため、必要な対策を講じること。
- ③設営・撤去にあたっては、来場者等の安全の確保及び予定時間内の完了のため、事故や予定時間内に完了できない場合に備えたバックアップ体制も含め、十分検討し実施すること。なお、屋外の会場については、臨海部という立地上、強風が吹くことが想定されるため、十分留意すること。
- ④作業を行うにあたっては、プログラム開始・終了・搬入出時における出演者や来場者等の安全な誘導方法について、十分検討し、実施すること。
- ⑤来場者が万博会場において様々な体験を楽しめるよう、多彩な催事が日々催されることが期待されていることから、万博会場開場時間中の設営・撤去はできるだけ

最小限となるよう努めること。

上記5（1）のほか、コアイベント及びオープニング・フィナーレイベントに係る企画調整・実施運営について以下に留意すること。

#### **【コアイベント（EXPOメッセ）】**

- ・府内市町村及び府市各部署の出展意向を踏まえ、春期・夏期・秋期とも、「観（みなはれ）・技（しなはれ）・食（たべなはれ）」の3つの視点で展示を構成すること。
- ・各視点をさらにテーマ（ゾーン）分けするなど、来場者の動線にも配慮しながら、来場者にとって各地の魅力や展示の趣旨がわかりやすいものにする。
- ・単なる物産展とならないよう、体験型の演出を企画する等の工夫を行うこと。
- ・上記3つの視点を踏まえ、展示だけでなく集客力の高いステージプログラムを実施すること。なお、実施に当たっては、ステージ出演意向のある市町村のプログラム内容を踏まえること。
- ・府内市町村及び府市各部署等の出展意向を踏まえながら、各期への出展意向がある市町村に対し、「観（みなはれ）・技（しなはれ）・食（たべなはれ）」の3つの視点での効果的な展示構成や、ゾーン分けなど来場者に展示内容や各地の魅力が伝わりやすいものにするための工夫、体験型の演出、海外からの来場者への対応、ステージプログラムの構成や演出など、必要に応じて国際博覧会で実施するに相応しい催事にするための提案や説明、アドバイス、サポートを行うこと。

#### **【コアイベント（EXPOアリーナ）】**

##### **<春期>**

- ・府内市町村のだんじり、やぐら、太鼓台等をテーマに、展示・実演を中心とした企画を行うこと。
- また、会場内での展示や曳行等の実演に向けて、府内市町村と連携しながら、関係団体と、運搬・搬出入や、雨天対策、期間中の夜間保管対策、万博催事としてふさわしい展示・実演となるような演出・構成等について、具体的な提案を行うとともに、協議・調整を行うこと。
- ・だんじり、やぐら、太鼓台等の会場内での展示や実演に関して、博覧会協会や出演する関係団体等と協議の上で、会場の養生等の措置を行うこと。なお、だんじり等の運搬・設置・撤去も本業務に含むものとする。
- ・だんじり、やぐら、太鼓台等の展示・実演以外にも、ステージイベントや飲食エリアなど、企画書や府内市町村の意向等も踏まえたプログラムを企画すること。
- ・雨天時でも実施可能な企画を用意するなど必要な雨天対策を行うこと。また、だんじり・やぐら・太鼓台等の、雨天時及び夜間の保管、損傷等について適切な対応を行うこと。

- ・仮設テント等を設置する場合は、デザインや装飾等を工夫するなど、当該イベントとの親和性や万博会場の景観にも配慮したものとすること。

#### ＜夏期＞

- ・大阪の盆踊りをテーマに、府内各地の盆踊り披露や、盆踊りのギネス世界記録に、来場者とともに挑戦する企画を行うこと。企画実現のため、府内市町村と連携しながら、関係団体と万博催事としてふさわしい内容となるような演出・構成等について、具体的な提案を行うとともに、協議・調整を行うこと。
- ・世界最多人数で盆踊りを踊るギネス世界記録への挑戦と達成のための準備、参加者募集、練習会の開催等を行うこと。
- ・企画書や府内市町村の意向等も踏まえ、例えば、盆踊り披露は夕方以降の実施とし、盆踊りを実施していない時間帯についても、来場者が楽しめるプログラムを企画すること。
- ・盆踊り披露や、盆踊りのギネス世界記録挑戦以外にも、ステージイベントや飲食エリアなど、企画書や府内市町村の意向等も踏まえたプログラムを企画すること。
- ・雨天時でも実施可能な企画を用意しておくなど、必要な雨天対策を行うこと。
- ・仮設テント等を設置する場合は、デザインや装飾等を工夫するなど、当該イベントとの親和性や万博会場の景観にも配慮したものとすること。

#### ＜秋期＞

- ・大阪が発祥と言われるジャズや、大阪がメッカとなっているブルース等、大阪にゆかりのある音楽をテーマにした企画（メインステージ）を行うこと。  
また、メインとなる音楽ステージのほか、来場者が参加して楽しめる企画を行うこと。企画実現のため、府内市町村と連携しながら、関係団体と万博催事としてふさわしい内容となるような演出・構成等について、具体的な提案を行うとともに、協議・調整を行うこと。
- ・集客力のあるコンテンツや出演者を選定するなど、多数の来場者に来ていただける工夫を行うこと。
- ・来場者に終日楽しんでいただけるよう、日中から夜間にかけてのステージ構成を企画すること。
- ・雨天時でも実施可能な企画を用意しておく等必要な雨天対策を行うこと。
- ・仮設テント等を設置する場合は、デザインや装飾等を工夫するなど、当該イベントとの親和性や万博会場の景観にも配慮したものとすること。

#### 【オープニング・フィナーレイベント】

- ・春期に、大阪の魅力を世界に向けて大々的に発信する大阪ウィークのキックオフに相応しい演出を盛り込んだオープニングイベントの企画を行うこと。実施場所は EXPO メッセ（初日）または EXPO アリーナ（初日）のいずれかを想定し企画す

ること。

- ・秋期には、大阪ウィークの成果が未来に向けて語り継がれ、後世に残るようなフィナーレに相応しい演出を盛り込んだイベントの企画を行うこと。実施場所はEXPO メッセ（最終日）またはEXPO ホールのいずれかを想定し企画すること。
- ・春期・秋期いずれも、実施場所や内容については、契約後、発注者と十分協議すること。

## **（２）大阪ウィーク全体にかかる運営管理業務（各催事の運営管理）**

### **ア）大阪ウィーク全体のプログラム調整**

発注者が主体となって実施するコアイベント及びオープニング・フィナーレイベントと、府内市町村及び府市各部局等が主催となって実施するレギュラーイベントについて、大阪ウィークとしての統一感が損なわれない様、全体的なプログラム調整を行うこと。その際、必要に応じて各イベントの主催者への提案や助言等を行うこと。

### **イ）大阪ウィーク全体の進行状況等を管理運営する体制の構築等**

大阪ウィーク実施期間内に、府内市町村及び府市各部局等の主催する催事が同時期に多数開催され、各イベントに関する調整先が多岐にわたることになるため、準備段階からレギュラーイベントも含む大阪ウィーク全体の進行状況等を管理する責任者や担当者の適切な配置など、関係者との円滑な連絡・調整が行える必要な体制を構築すること。

### **ウ）レギュラーイベントにおけるスケジュール調整・プログラム管理運営業務**

レギュラーイベントを実施する府内市町村及び府市各部局等及びそれらの実施事業者と連携し、準備段階から各主体ごとのスケジュールを作成・明示するとともに、各会場に管理要員を配置するなど、各出演者や出展団体との調整を行い、当日の設営・撤去スケジュールの管理も含め、会場管理を行うこと。

### **エ）関係機関等との連絡調整**

①会場・付帯施設の利用や入場許可証等の手配等、設営撤去・搬入出にかかる博覧会協会との調整等について、発注者の指示のもと、受注者が行うこと。

また、警察署、消防署、救急等官公庁等の関係機関との連絡調整についても、発注者の指示のもと状況に応じて行うこと。

②関係機関等との連絡会議や打ち合わせには、発注者と調整、連携して出席すること。また、会議内では必要に応じて説明等を行うほか、事前資料や議事録の作成等を行うこと。

③出演者、出展者等の関係者との連絡調整（入場許可証の配布、搬入出車両およびアクセス方法等に関する博覧会協会への申請にかかる集約、ウェブやパンフレット



等広報用素材の集約、出演にかかる手配関連業務集約)を行うこと。

## オ) 広報・プロモーションに関する業務等

①大阪ウィークの取組みを広く発信し、多数のメディアに取り上げられることで、大阪ウィーク関係イベントへの認知や関心を高め、多くの人に期間中の万博会場への来場や各イベントへの来場・参加につなげるため、令和6年度から7年度の大阪ウィーク終了までの約2か年にわたる戦略的な広報・プロモーション計画を策定し、実施すること。

②本事業の効果的な広報・プロモーションを行うためのキービジュアル、ロゴ、活用する広報媒体・手法等について、企画・提案すること。これらを活用したポスター、チラシ、デジタルサイネージ等の広報媒体を制作し、国内外において、戦略的・効果的な広報・プロモーションを実施すること。万博の来場者に大阪ウィークの各イベントの概要を伝え、楽しみながらイベントに参加できるような広報物の企画・制作を行うこと。

なお、制作にあたって必要となる写真・画像等の手配、出展者に対する資料提供依頼、調整、編集業務等も行うこと。

③各広報媒体は、日本語・英語版のほか、必要に応じて、中国語(簡体字、繁体字)や韓国語等その他の言語版を作成すること。なお、翻訳に係る費用は委託料に含むものとする。

④ウェブサイト等の管理運営

i) 別途発注者が管理・運用する「大阪府・大阪市万博推進局大阪・関西万博 情報発信サイト (<https://www.expo-osaka2025.com/>)」にて発信するウェブページの作成及び調整を行うこと。なお、ウェブページの作成方法等については別途指示する。

ii) SNSをはじめ、効果的な広報媒体を活用し、国内及び国外に情報発信を行うこと。あわせて、来場者に対しSNS等での情報発信を促し、拡散する仕掛けも構築すること。

⑤パブリシティ調整業務

i) 首都圏、海外を含め広くテレビ、新聞、雑誌等のメディアに取り上げられるよう、著名人の登用など事前に効果的な情報発信の計画を作成し、調整を行うこと。

ii) 発注者と調整の上、取材要領の作成及びイベント実施日のプレス対応を行うこと。

iii) 公式写真・映像を撮影・編集し、イベント当日だけでなく終了後も速やかにメディア等に取り上げられるよう計画・調整を行うとともに、発注者に写真・映像データを提出すること。

## カ) 共通事項

- ①イベント会場内及びその周辺においては、来場者の安全を最優先として、各プログラムの運営に支障がない警備計画を作成し、安心安全な警備を実施すること。警備計画を作成するにあたっては、各会場における適切かつ安全な来場者・交通誘導の方法、その他防火・防犯に対応できる必要な警備員の配置計画及び安全対策を策定すること。
- ②各会場の仕様などに応じた危機管理体制を構築し、関係者間で共有しながら、各プログラムを運営すること。

### (3) その他付帯業務

- ・運営マニュアル、進行台本、出展マニュアルなど、大阪ウィークの運営・進行に要する資料を作成し提出すること。
- ・出演者、出展者や関係者の万博入場にかかる入場許可証等の登録手続き、及び一般来場者との区別可能な識別証等を作成すること。
- ・大阪ウィーク期間中、記録写真・映像を撮影すること。また、終了後の開催記録として開催報告書を作成すること（準備段階からの調整等についても記録しておくこと）。なお、発注者において作成する他の記録写真や映像、報告書等との整合を図ること。
- ・必要に応じて、出演にかかる謝礼金や運搬費等費用の支払いをおこなうこと（コアイベント及びオープニング・フィナーレイベントのほか、発注者が指示するもの）。
- ・博覧会協会が定める多言語対応を含むガイドライン等に従い、大阪ウィーク実施に必要な各種業務及び手配等を行うこと。
- ・大阪ウィークに来場する全ての人が安全・安心に過ごし、様々な展示やイベントを楽しく観覧・鑑賞・参加できるよう、博覧会協会が定めるユニバーサルサービスガイドライン等に従い、大阪ウィーク実施に必要な各種業務及び手配等を行うこと。
- ・発注者の指示のもと、施設利用料や光熱水費等の精算・支払いを行うこと。なお、コアイベント及びオープニング・フィナーレイベントにかかる当該費用は委託金額に含まれるものとする。
- ・施設賠償責任保険、傷害総合保険、事業参加者傷害保険、施設入場者傷害保険など、適切な保険に加入すること。
- ・発注者の指示に従い、本委託業務の経費内訳や積算内訳などを示すこと。
- ・広告協賛、ステージ協賛、コンテンツ協賛など有効な協賛の獲得に努めること。  
なお、協賛獲得に係る費用は、協賛金額の範囲内で賄うものとする。
- ・本事業は、2年間の長期契約となるため、令和6年末に、外部有識者で組織する事業者評価委員会を開催し、事業実績や進捗状況を評価することとする。事業者評価

委員会にかかる必要提出書類やスケジュール等の詳細については、本年9月下旬頃に受注者に通知するため、書類の作成、事業者評価委員会への出席、説明をすること。受注者の事業実績や業務の進捗状況を踏まえ、当該受注者に継続して委託することが適当でないと事業者評価委員会が判断した場合、その評価内容を踏まえ、発注者は、業務委託契約書第44条第1項に基づき、必要があるときは、契約を解除できるものとする。その際、引き継ぎ書を作成する等事業が遅延しない様にする。なお、評価の基準については別紙5を参照のこと。

- ・このほか、本仕様書に定めのない事項についても発注者からの指示があれば、協議の上、柔軟に対応すること。

## **6 契約期間**

契約締結日（令和6年4月頃）から令和7年12月26日（金）まで

## **7 業務計画書及び成果品の提出**

### **(1) 業務計画書**

受注者は、事業の実施に先立ち、実施体制、事業実施工程、緊急連絡体制等の事業を適正に実施するために必要な事項を記載した事業計画書を作成し、契約締結後45日以内に発注者に提出すること。

### **(2) 成果品の提出**

事業終了後、令和7年12月26日（金）までに、大阪府市万博推進局機運醸成部参加促進課あて、以下の成果品等を提出すること。

ア 業務に関して作成した全ての成果品 DVDに格納したもの2枚

※成果品の著作権及び肖像権は発注者に帰属するものとする。

※DVD等（成果品）の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

イ 実施報告書 A4判2部

## **8 一括再委託等の禁止**

(1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、本項(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものにつ

いては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、本項(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## **9 業務実施に関する基本的な条件**

### **(1) 業務実施体制**

受注者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

2 カ年の事業全般にかかるスケジュールを含めた業務計画書を契約締結後 45 日以内に作成し提出すること。

### **(2) 契約及び費用等に関する条件**

業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

### **(3) 提案見積額について**

本委託業務にかかる契約金額については、提案見積額を基準に、発注者と協議のうえ、確定するものとする。

### **(4) 経理・支払に関する条件**

ア 契約金額については、委託契約期間内に業務を完了された後、発注者による検査を経て支払うものとする。

但し、部分払いを行う場合、業務の完了前に既に業務を完了した部分（検査職員の検査に合格したもの）に対し請求することができる。その場合は、受注者に提出

を求める所定の請求書等に基づき、月1回を超えない範囲で支払うものとし、受注者の指定する口座に振り込みする。

イ 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。

#### **(5) 秘密の保持**

ア 受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密は、契約期間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。

イ 受注者は、提供された資料を本業務以外の目的には使用しないこと。また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。

ウ 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持の観点から、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じて扱わなければならない。

#### **(6) 著作物の譲渡等**

ア 受注者は、本事業における作製物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち、受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

イ 発注者は、成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

ウ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

エ 受注者は、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。

オ 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

カ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）の作成にあたり必要な著作権等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施する

こと。

#### **(7) 個人情報の取り扱いについて**

- ア 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理の上、外部への持ち出し等については原則禁止とするとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- イ 受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ウ 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は発注者に帰属するものとし、発注者の指示に従い提供を行うこと。

#### **(8) その他の条件**

- ア 大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティ実施手順に規定されている受注者が守るべき事項を遵守すること。
- イ 業務開始後は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、業務着手前に発注者の承諾を得るとともに、事業進捗状況を報告すること。また、随時、発注者の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。
- ウ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。
- オ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ決定することとする。